

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する地域において最大3mを超える浸水が予想されているが、中心市街地を通る国道354号線沿いに位置する当会に隣接する市街地の商業地区（岩井地区商店街）においては概ね浸水想定はされていない。しかし、利根川流域の市西南部に位置する七郷支部（最大浸水予想20m）、長須支部（最大浸水予想10m）においては甚大な被害が予想される。その他、当会員地区（支部）における浸水想定予測は下記に示す。

(※1) 利根川が氾濫した場合の最大規模の浸水想定（市西南部）及び鬼怒川が氾濫した場合の最大規模の浸水想定（市東部）における洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示したものの。

| 支部名 | 商業 | 工業 | 建設業 | サービス業 | 合計 | 最大浸水予想 |
|-----|-----|-----|-----|-------|------|--------|
| 本町 | 56 | 7 | 33 | 43 | 139 | 3m |
| 仲町 | 13 | 0 | 3 | 8 | 24 | 0m |
| 新町 | 39 | 3 | 11 | 21 | 74 | 0m |
| 東横町 | 26 | 7 | 14 | 10 | 57 | 0.5m |
| 辺田 | 50 | 11 | 21 | 31 | 113 | 0m |
| 弓馬田 | 9 | 16 | 14 | 11 | 50 | 0m |
| 飯島 | 4 | 5 | 13 | 3 | 25 | 3m |
| 神大実 | 12 | 14 | 33 | 22 | 81 | 0m |
| 七郷 | 23 | 15 | 27 | 21 | 86 | 20m |
| 中川 | 22 | 17 | 24 | 36 | 99 | 0.5m |
| 長須 | 14 | 5 | 17 | 7 | 43 | 10m |
| 七重 | 28 | 25 | 26 | 23 | 102 | 3m |
| 沓掛 | 52 | 25 | 30 | 46 | 153 | 0m |
| 逆井山 | 29 | 17 | 54 | 28 | 128 | 0m |
| 生子菅 | 24 | 16 | 30 | 11 | 81 | 3m |
| 合計 | 401 | 183 | 350 | 321 | 1255 | |

※最大浸水予想値(m)については、「国土交通省ハザードマップポータルサイト：重ねるハザードマップ」に家屋が表記されており、かつ最大浸水予想区域になっている場所を対象に記載している。(出典：坂東市「総合防災マップ」)

(サプライチェーンへの影響)

商工業者への想定される被害リスクとしては、以下の点が考えられる

- 1) 第二次産業（製造業・建設業）
 - ・工場の浸水・設備損壊
 - ・停電・断水による操業停止

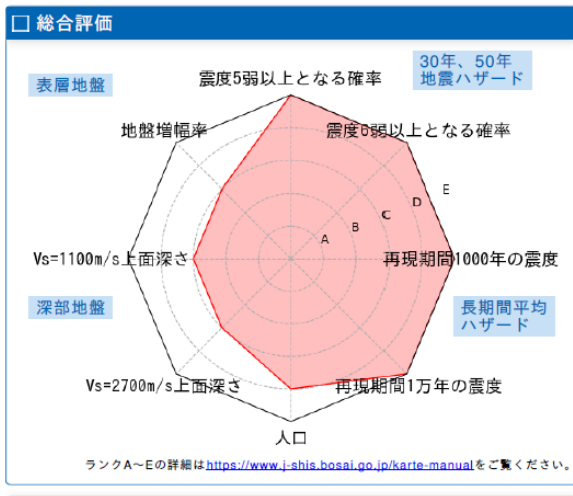
- 2) 第三次産業（商業・サービス業）
 - ・店舗・倉庫の浸水による商品在庫の喪失
 - ・物流停止による商品欠品
 - ・道路冠水による物流の停止

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図（中心位置：坂東市役所）によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が48.8%以上、震度5弱以上の地震が100%の確率で発生するデータがある。

商店街地区は事業者が密集しており、火災による被害に加え、商店街のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商圈の喪失、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などのリスクも存在する。

| メッシュコード | 中心緯度、経度 | 住所 | 標高 | メッシュ内人口 |
|------------|--------------------|-------------|-----|----------|
| 5439075113 | 36.0448N,139.8891E | 茨城県坂東市岩井 付近 | 15m | 250~300人 |



□ 30年、50年地震ハザード

| 超過確率の値[%] | 30年 | 震度5弱 | |
|-------------------------------|-----|------|---------|
| | | 震度5強 | 100.0 |
| 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。 | 30年 | 震度6弱 | 48.8 |
| | | 震度6強 | 8.9 |
| | | 震度7 | 0.0 |
| 震度の値 | 30年 | 3% | 6強(6.2) |
| | | 6% | 6強(6.0) |
| | 50年 | 2% | 6強(6.3) |
| | | 5% | 6強(6.2) |
| | | 10% | 6強(6.0) |
| | | 39% | 6弱(5.7) |
| 地表の最大速度の値[cm/s] | 30年 | 3% | 113.3 |
| | | 6% | 94.8 |
| | 50年 | 2% | 138.8 |
| | | 5% | 113.2 |
| | | 10% | 94.5 |
| | | 39% | 58.9 |

今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。

今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。

(その他特に予想されるリスク)

市内の利根川流域（市西南部）においては、昭和22年9月15日に発生した「第9号、カスリーン台風」において、旧中川村の長谷付近（現在の鶴戸沼排水機場付近）の堤防が約250mにわたって決壊し、行方不明者1名、罹災者309名、家屋流失6戸、床上浸水39戸、床下浸水3戸という甚大な被害を及ぼした。また、本市には利根川、飯沼川、西仁連川等の河川と水路があり、昔から氾濫により幾多の被害を受けている。最近は大河川ではなく、小規模な内水氾濫等の水害が目立つ。

(感染症、サイバー攻撃)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当市に於いても、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務と

なっている。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者等数 : 2,257 人
- ・小規模事業者数 : 1,834 人
(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は 26 人)

(坂東市の商工業者動態)

当市の商工業者の業種動態は、商店街を中心とした卸・小売業や公共工事等の受注をメインとした建設業の構成比が比較的多かったが、卸小売業は大型商業施設の進出、建設業は公共工事の受注減によって減少傾向である。また、全体的な特徴として後継者不足による廃業がある。また、管内の小規模事業者数は事業者全体の約 77%を占めており、古くから商店街地区を中心として地域経済・雇用を支えてきたが、景気低迷・人口の減少・消費需要の低下・後継者不在による廃業の増加が減少率からも顕著に表れており、今後についても減少傾向は続くと思われる。

【内訳】

| 業種 | 事業者数 | 小規模事業者 | 認定状況 | 備考 (事業所の立地状況等) |
|------------------------|--------|--------|------|------------------------|
| 建設業 | 451 | 443 | 3 | 市内に広く分布している |
| 製造業 | 410 | 322 | 10 | 市街地から少し離れた地域に多い、工業団地 |
| 電気・ガス・水道業 | 2 | 2 | 0 | - |
| 運輸・郵便業 | 115 | 81 | 4 | 市街地から少し離れた地域に多い |
| 卸売・小売業 | 525 | 329 | 4 | 市街地の商店街を中心に市内に広く分布している |
| 金融・保険業 | 20 | 10 | 2 | 市街地に多い |
| 不動産業 | 89 | 83 | 0 | 市街地に多い |
| サービス業 | 645 | 564 | 3 | 市街地の商店街を中心に市内に広く分布している |
| 合計 | 2,257 | 1,834 | 26 | |
| 商工業者数のうち、小規模事業者数が占める割合 | 81.25% | | | |

R3 年経済センサス・統計ばんどより抽出分析

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定
- ・坂東市国土強靱化計画の改定 (令和 8 年 3 月)
- ・防災訓練の実施・「坂東市総合防災マップ」作成、配布
- ・防災用資機材の設置及び分散備蓄
- ・防災ラジオなどによる情報伝達体制の構築
- ・避難所・避難場所及び福祉避難所の指定
- ・災害時協力協定、相互応援協定の締結
- ・坂東市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- ・坂東市新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（協力金、補助金、緊急融資等）

2) 当会の取組

(自然災害)

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・税制優遇や補助金加点に係る事業継続力強化計画作成支援
- ・茨城県火災共済協同組合等と連携した損害保険への加入促進
- ・当市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・直接被害で罹災された事業者や間接被害で影響を受けている事業者を対象に、制度融資を利活用した融資相談会（一日公庫）開催
- ・当会の会員を対象に、自然災害により企業活動にどんな影響を受けているのか等について実態（影響）調査を実施

(感染症)

- ・緊急相談窓口の設置
- ・茨城県、茨城県商工会連合会、当市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供
- ・感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、制度融資を利活用した融資相談会（一日公庫）開催
- ・当会の会員を対象に、感染症により企業活動にどんな影響を受けているのか等について実態（影響）調査を実施
- ・イベントの中止／延期

(3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導6者
- ・事業者BCP策定済み事業者を訪問し見直しに係る指導18者
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年1回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

〔課題〕

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②市との協力体制が十分に整備されていない。
- ③緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいないため、危機管理に関する情報収集力や防災意識も低く、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で可能な限り把握する。
- ②当市交通防災課、商工観光課、当会と緊密な連携をとり本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、火災共済協同組合、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・市内のサプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が26件程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 専門家や損保会社等との連携による支援体制を構築し、BCP策定支援を強化する。
(事業継続力強化計画認定4社/年、共済・保険加入推進4社/年)
- ② 当会が早急な対応の拠点として機能しない可能性もあることから、不測の事態に備え、商工会が閉鎖した場合に会員支援が継続できるように当市と締結した「災害時等における連携支援協定書」を確認する他、近隣商工会との連携体制を構築する。
- ③ 発災時の避難誘導等における避難場所・経路の確認、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。
- ④ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP(事業継続力強化計画のほか、即時に取組可能な簡易的なものを含む)に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況を確認する。
- ・事業者BCP(事業継続力強化計画等)策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で

確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する政策や好事例等の周知をする。

(5) 関係団体等との連携

- ・ 茨城県火災共済協同組合等の損害保険会社と連携し普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼やリーフレット設置を依頼する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

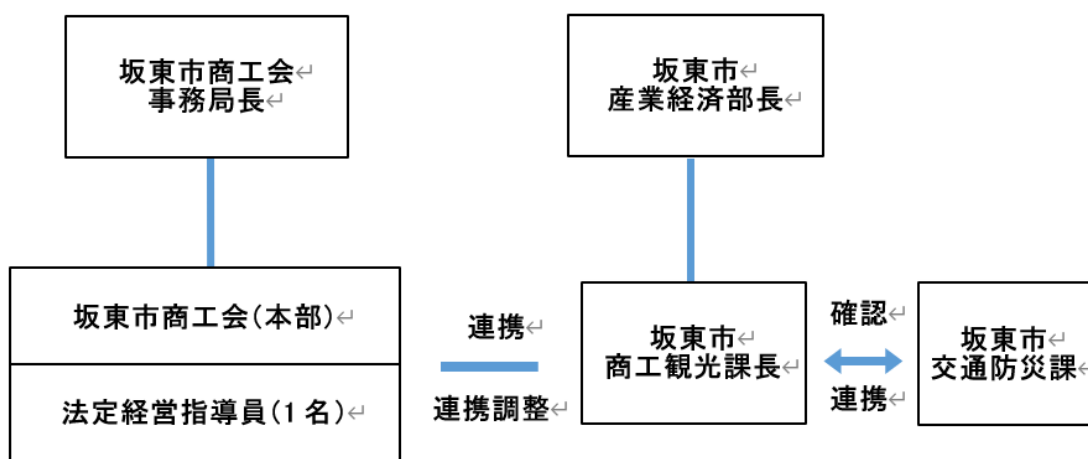
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



①茨城県及び場の坂東市との連携体制

- ・ 当会、当市交通防災課・商工観光課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針について情報共有を行う。
- ・ また、認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 市内を15地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員3名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、当会経営指導員の巡回指導等により事業継続力強化に対する情報提供ならびに事業所BCP策定支援において支援先の発災リスクに応じた提案を行う

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員3名体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と当市の情報交換の機会において評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 浦和 祐樹 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 浦和 祐樹は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①坂東市商工会

〒306-0631 茨城県坂東市岩井 3230-1
TEL:0297-35-3317 / FAX:0297-35-3321
E-mail : info@bando.or.jp

②坂東市 産業経済部商工観光課

〒306-0692 茨城県坂東市岩井 4365
TEL:0297-35-2121 / FAX:0297-35-8201
E-mail : syouko@city.bando.ibaraki.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 380 | 380 | 380 | 380 | 380 |
| ・セミナー開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・パンフ、チラシ製作費 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| ・防災、感染症対策費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・専門家派遣費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|---------------------------|
| 会費収入、坂東市補助金、茨城県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項

(1) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

| 被害規模 | 被害の状況 | 想定する応急対応 |
|-----------|--|---|
| 大規模な被害がある | ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 | ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務 |
| 被害がある | ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 |
| ほぼ被害はない | ・目立った被害の情報がない。 | 特に行わない |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有・報告

- ・当会は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

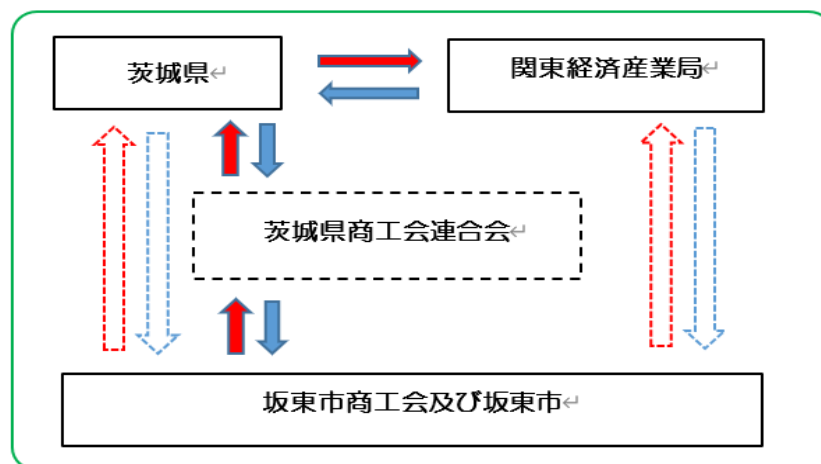
- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有・報告

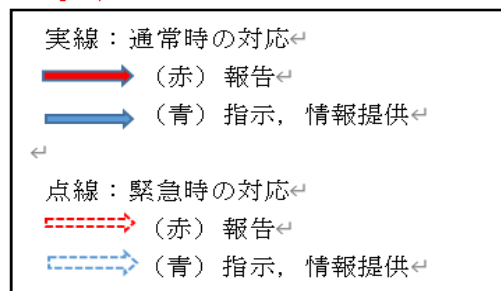
- ・当会は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県へ報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、国や茨城県の指定する方法にて情報を茨城県へ報告するとともに、当市は当会が報告した内容について確認を行う。



※参考



(3) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。